

指定管理者候補者の選定結果について

江南区健康福祉課所管の老人福祉センター横雲荘について、施設の設置目的を効果的に達成するものとして、以下のとおり指定管理者候補者を選定しました。

施設名	老人福祉センター横雲荘
所在地	新潟市江南区横越中央1丁目1番2号
施設の概要	老人福祉センター横雲荘は、高齢者からの相談に応ずるとともに、高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜の供与を目的として平成元年に設置された施設である。教養娯楽室、集会室、浴室などがあり、自主事業等を実施している。
指定管理者申請者 評価会議	委員 宇田 優子 (新潟医療福祉大学健康科学部看護学科 教授) 委員 風間 優輝 (風間優輝公認会計士事務所 公認会計士) 委員 小林 淑人 (新潟市江南区社会福祉協議会 事務局長) 委員 鈴木 和秋 (新潟市江南区老人クラブ連合会横越地区協議会 事務局長) 委員 和澄 徹 (横越地区民生委員・児童委員協議会 会長)
指定管理者 (候補者)	団体名 横越コミュニティ協議会 代表者 会長 佐藤 正明 住 所 新潟市江南区横越中央1丁目1番1号
指定期間 (予定)	令和3年4月1日～令和8年3月31日
選定理由	老人福祉センター横雲荘の指定管理者候補者の選定にあたっては、非公募により、地元の団体から事業計画書等の提出を受け、指定管理者申請者評価会議において評価を行った。 その後、評価会議における意見と評価結果を参考に所管課において検討した結果、上記団体は指定管理者としての業務遂行能力を有し、施設の設置目的を効果的に達成できると認められたため、指定管理者候補者に選定することとした。なお、評価会議の選定基準・評価結果は別表のとおりである。
スケジュール	第1回評価会議 7月17日 ※選定関係書類の事前確認等 申請書類等の受付 9月1日～9月23日 第2回評価会議 10月15日 今後、市会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される。
所管部署 (問い合わせ先)	江南区 健康福祉課 高齢介護担当 TEL: 025-382-4383 (直通) E-mail: kenko.k@city.niigata.lg.jp

【参考】現指定管理期間の評価（平成30年4月～令和3年3月）

指定管理者	横越コミュニティ協議会
総評	<p>地域の高齢者の介護予防の拠点として活動を進めている。また、施設の管理を行うことで地域の活性化や住民自治の振興を担っている。健康体操の実施など各種自主事業を実施し、高齢者の閉じこもり予防に努めている。また、積極的に職員研修を行うなど、適正管理に努めている。</p>

別表（評価結果）

選定基準	評価項目	配点	候補者
施設の平等利用の確保	経営理念・経営方針	10点	8点
	施設の管理方法	10点	8.4点
事業計画に沿った管理を安定して行う能力	従事者の雇用・労働条件、ワーク・ライフ・バランス等を推進する取り組み	10点	8点
	人材育成の取り組み	5点	4.2点
	個人情報保護の取り組み・関係法令の遵守	5点	3.6点
	安全確保・災害時の対応	10点	8点
施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られる	利用者へのサービスの向上	5点	3.8点
	自主事業の提案内容	10点	8点
	要望や苦情への対応	5点	3.8点
	予算の範囲内での適正な執行	5点	4.2点
	管理経費削減の具体的な取り組み	10点	6.8点
	稼働率アップへの取り組み	5点	3.6点
	併用施設での施設管理における協力体制及び問題点とその対応策について	10点	7.2点
合計		100点	77.6点

※点数は、評価会議の委員5名の平均

老人福祉センター横雲荘指定管理者事業計画(概要)

市民厚生常任委員会
令和2年12月14日
江南区健康福祉課
議案第140号 資料2

江南区健康福祉課

項目	横越コミュニティ協議会(選定者)																								
<p>1. 事業者について (1)事業者の概要 (2)運営理念・基本方針 (3)指定管理者申請の動機</p>	<p>(1)設立 平成18年5月11日 代表者 会長 佐藤 正明 指定管理者所在地 新潟市江南区横越中央1丁目1番1号 役員人数 7名 施設管理実績 指定管理者 老人福祉センター横雲荘(平成27年4月～) (2)運営理念 住民自治の精神に則り、地域住民の交流と活動を通じて連帯感を高め、明るく豊かな環境と地域文化の向上をめざし、“ふれあいのまちよこごし”づくりを進める。 基本方針 様々な団体が構成されているという特色を生かし、地域づくりについて構成団体間でも情報を交換・共有し、総合的に意見交換を行い、地域活動に反映、実践する。 (3)当協議会が地元へ根ざした活動を行っている団体という利点を生かし、経験を合わせながら今まで以上に親しんで利用してもらえ施設を目指す。今後地域での助け合いや支え合いが必要となっていく超高齢社会の中で、地元住民や地域の諸団体を母体として構成されている当協議会が引き続き受託するメリットは、非常に大きいと考える。今後よりいっそう、地域の中での高齢者の健康増進、教養向上及びレクリエーションのための便宜を供与するための重要拠点となるよう、高齢者福祉の向上に寄与していきたい。</p>																								
<p>2. 事業計画 (1)運営方針 (2)事業計画 (3)集客計画 (4)入館者数(見込) ※自主事業を含む。</p>	<p>(1)施設設置目的を達成するため、高齢者への各種相談や健康増進等を提供できる施設運営を行う。 ・高齢者の生きがいづくり、仲間づくりに貢献する。 ・安全管理、衛生管理に十分配慮し、常に利用者へのサービス向上を行う。 ・地域の健康増進に貢献できる施設を実現する。 ・支え合い、助け合う地域づくりの重要な拠点となる。 (2)高齢者の生きがいづくりや仲間づくりを目的とした交流事業や、高齢者サークルの積極的支援、教養の向上、健康の増進等を目的とした自主事業を実施する。 ・華の歌謡ショー ・横越民謡連盟 発表会 ・カラオケ教室 カラオケクラブ オーウン ・染々健康体操 ・陶芸教室 ・介護相談会 ・防災訓練・避難訓練 (3)自主事業の展開と近隣施設や地域団体と連携を図り、施設利用者の増加を目指す。 ・当協議会発行の広報誌などで、自治会・町内会を通じて当施設の魅力を広報する。 ・地域包括ケア推進モデルハウス「江南区地域の茶の間お～うん」を開催し、支え合い、助け合う地域づくりの重要な拠点として相乗効果を上げる。また、事業を共催し、幅広い世代の利用を促す。 (4)入館者数目標： 20,000名 (令和3年度) ※参考実績 平成30年度：23,449名、平成31年度：19,718名</p>																								
<p>3. 閉館日 休館日</p>	<p>閉館日：火曜日～日曜日 午前9時～午後4時30分 休館日：月曜日、国民の祝日(月曜日が祝日の場合、翌火曜日)、8月13日～15日、12月29日～1月3日</p>																								
<p>4. 収支計画</p>	<table border="0"> <tr> <td>収入</td> <td>指定管理料</td> <td>10,757,000円</td> <td>支出</td> <td>人件費</td> <td>4,809,860円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雑入</td> <td>180,000円</td> <td></td> <td>管理費</td> <td>5,793,140円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>事務費</td> <td>334,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td>計 10,937,000円</td> </tr> </table>	収入	指定管理料	10,757,000円	支出	人件費	4,809,860円		雑入	180,000円		管理費	5,793,140円					事務費	334,000円				計		計 10,937,000円
収入	指定管理料	10,757,000円	支出	人件費	4,809,860円																				
	雑入	180,000円		管理費	5,793,140円																				
				事務費	334,000円																				
			計		計 10,937,000円																				
<p>5. 組織・人員体制</p>	<p>管理人 2人体制(職員不在日は、シルバー人材センターに委託し、常時2名は勤務する体制をとっている。) 協議会役員 受託者であるコミュニティ協議会の役員が1名以上は待機する体制をとっている。 その他役員は必要時に会長より勤務要請を行う。</p>																								
<p>6. 雇用・労働条件</p>	<p>管理人 勤務：1日7時間45分(週5日勤務) 有給休暇付与10日以上 賃金：日給6,500円(時給換算838円。通勤手当、時間外勤務手当、年度末手当は別途支給あり。) 条件：危険物取扱者免状(丙種)の取得、消防署主催の防火管理講習修了者。</p>																								
<p>7. 安全確保及び緊急時の対応</p>	<p>・緊急対応についてマニュアルを作成している。 ・年2回の避難訓練を実施する。また、AEDの使用を含めた救急講習会を実施する。 ・規律の維持、盗難・器物損壊などの犯罪防止、事故防止、利用者の安全を目的に張り紙による注意喚起と見回りを行う。夜間・休日に関しては警備会社による機械警備を実施する。 ・勤務時間の内外を問わず、緊急時は連絡網による連絡・連携し適切に対応する。</p>																								
<p>8. 要望・苦情への対応</p>	<p>・苦情の対応は迅速に行うとともに、検討が必要な事項に関しては施設運営委員会において情報の共有と対応の検討を行う。 ・区役所や関係機関等への判断を仰ぐ必要がある場合には、迅速な対応及び誠意をもった解決に努める。 ・施設の物的な要望を受けた場合は、修繕について区役所に相談要請を行う。また、備品を予算に応じて購入する。</p>																								
<p>9. 個人情報の取扱・コンプライアンス</p>	<p>・厚生労働省のガイドラインや新潟市個人情報保護条例などを基に、職員倫理の徹底に関する取り組みを記したマニュアルを整備し、職員及び協議会役員に周知徹底を図る。 ・個人情報の記載されている書類等の管理は、第三者の知り得ない所定の場所に保管する。</p>																								
<p>10. 社会貢献活動の実績・地元団体の活用・ワークライフ・バランス等を推進する取り組み</p>	<p>・館内の一部を利用して、地域包括ケア推進モデルハウス「江南区地域の茶の間お～うん」が開催されていることから、地域住民同士で見守り合いながら、支え合う関係づくりのための支援をしたり、世代間交流を図りながら、さらなる地域の交流を促進する。</p>																								